

# 朝来市議会意見箱設置要綱

令和3年5月7日

議会要綱第1号

(設置)

第1条 この要綱は、市民の多様な意見の議会活動への反映及び議会の広聴機能の充実・強化を図るための意見箱（以下「意見箱」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「意見」とは、議会に対する質問、意見、要望、提言及びその他これらに類するものをいう。

(提出の方法)

第3条 意見は、次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

- (1) 市役所本庁舎及び支所に設置された意見箱への投かん
- (2) 郵送
- (3) 電子メール
- (4) ファクシミリ

2 前項の規定による提出は、朝来市議会事務局及び意見箱設置場所に備えられた、又は市議会ホームページからダウンロードした意見用紙（別記様式）によるものとする。

(提出の条件)

第4条 提出する意見の内容は、次の各号のいずれにも該当してはならない。

- (1) 特定の者又は団体の通信の秘密又はプライバシーを侵害するもの
- (2) 特定の者又は団体を誹謗、中傷又は差別するもの
- (3) 著作権等、特定の者又は団体の知的財産権を侵害するもの
- (4) 前号に掲げるもののほか、特定の者又は団体の権利又は利益を侵害するもの
- (5) 偽造、虚構又は詐欺的なもの
- (6) 法令又は条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (7) 営利を目的としたもの
- (8) 執行機関に対する意見であるもの

- 2 議長は、提出された意見が前項各号のいずれかに該当するとき、又は意見用紙に氏名及び住所が記載されていないときは、意見を提出した者に対し回答をせず、又は公表しないことができる。

(意見等の処理)

第5条 提出された意見は、「市議会意見箱の意見の取扱い」(別記)に基づき処理するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、提出された意見が次のいずれかに該当するときは、この要綱による制度の対象としないことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当するもの
- (2) 意見の意図が不明確であるもの
- (3) 氏名及び住所の記載がないもの又はこれらに明白な誤りが認められるもの

(個人情報の保護)

第6条 提出された意見に含まれる個人情報については、朝来市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年朝来市条例第13号)に基づき適正に管理するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

附 則(令和5年議会告示第1号)

この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

附 則(令和5年議会告示第4号)

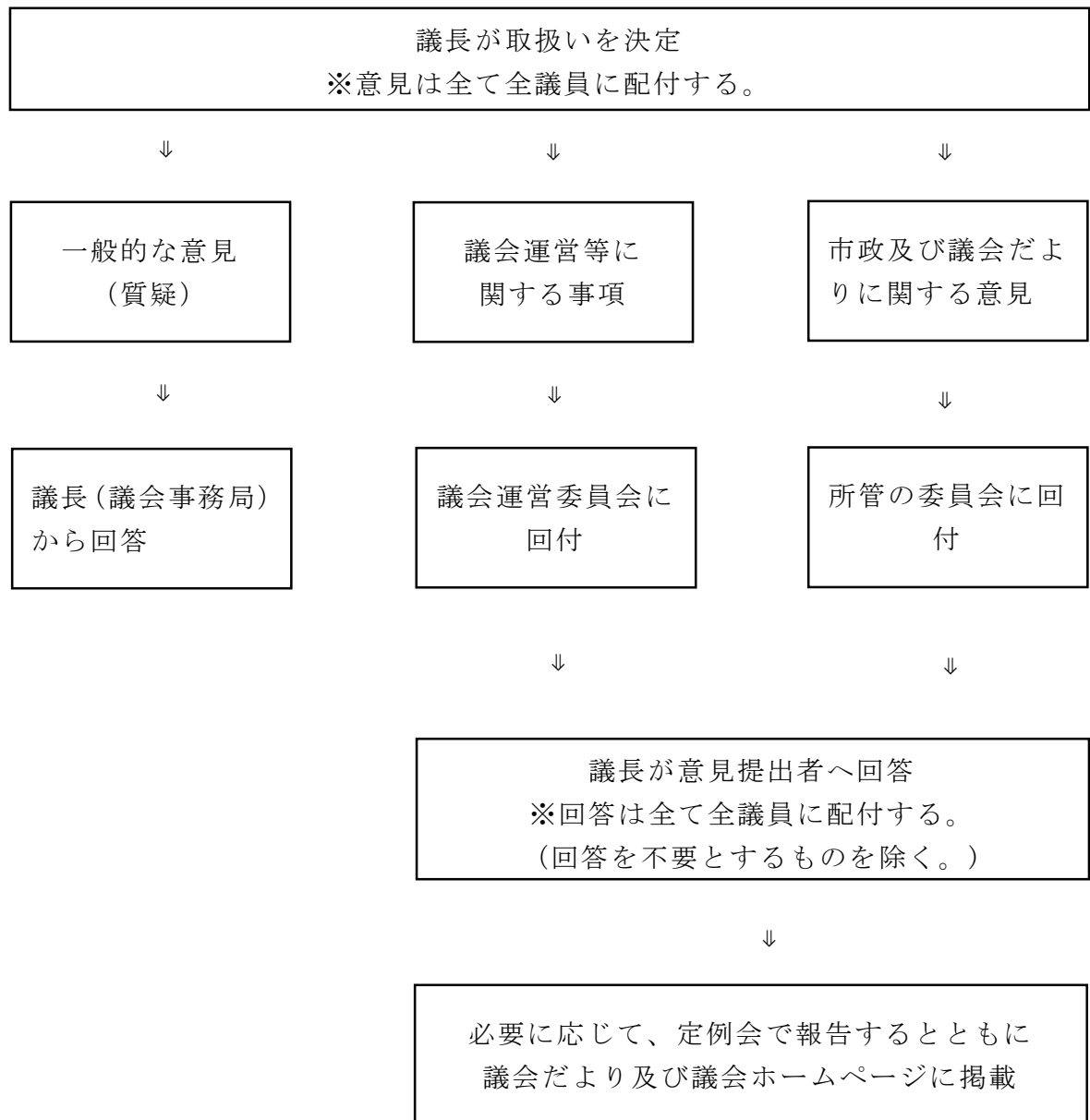
この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

附 則(令和7年議会告示第1号)

この要綱は、令和7年4月11日から施行する。

別記（第 5 条関係）

市議会意見箱の意見の取扱い



別記様式（第3条関係）

市議会への声

朝来市議会では、積極的な議会活動を行うために、広く市民の皆様からのご意見をお待ちしています。市議会に対するご質問・ご要望・ご提言など、お気軽にお寄せください。

皆様のご意見を市政に反映できるよう努力して参ります。

|                    |            |   |   |   |
|--------------------|------------|---|---|---|
|                    | 記入日        | 年 | 月 | 日 |
| 住所                 | 電話番号（ ） —  |   |   |   |
| 氏名                 | （ 歳） 男 ・ 女 |   |   |   |
| ご自由にお書きください。       |            |   |   |   |
| 上記に対する回答（ 要 ・ 不要 ） |            |   |   |   |

※ 氏名及び住所の記載がないものについては、お取り扱いできないことがあります（個人情報是非公表とし、目的外に使用しません。）。

なお、内容によっては、回答に時間を要する場合がありますのでご了承願います。

※ お寄せいただいた内容は、ホームページや議会だよりで紹介させていただく場合があります。

お問い合わせ先：朝来市議会事務局

電話 079-672-1930

FAX 079-672-1931

E-mail. gikai@city.asago.lg.jp